

# アメリカにおける最低賃金引上げをめぐる動向

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課長 岩澤 聡

## 【目次】

はじめに

I 大統領令「契約業者における最低賃金の制定」  
(2014年2月12日)

II 最低賃金引上げに関する2つの調査報告

1 「最低賃金引上げのための経済的論拠」

2 「最低賃金引上げが雇用と家計収入に及ぼす影響」

III 上下両院における関連法案の動向

1 下院

2 上院

IV 各州の動向

おわりに

## はじめに

アメリカ合衆国の法定最低賃金は、公正労働基準法 (Fair Labor Standards Act, 29 U.S.C. 201 *et seq.*) により規定されている。連邦議会が、最後に賃金引上げの法改正を行ったのは、2007年5月であり<sup>(1)</sup>、この改正法に基づき、現行の法定最低賃金は、2009年7月の引上げ以降、1時間当たり7.25ドル<sup>(2)</sup>に据え置かれたままである。バラク・オバマ大統領 (Barack Obama) は、2013年の一般教書演説以来、繰り返し法定最低賃金の引上げを訴えており、関連法案が上下両院にそれぞれ提出されているが、多数の共和

党議員や財界リーダーの反対により成立が困難な状況である。2014年1月28日の一般教書演説においても、オバマ大統領は、最低賃金の引上げをあらためて議会に呼びかけた。同時に、議会の承認なしに行使できる自らの権限を積極的に活用する姿勢も表明し、その具体的な措置として、同年2月12日に、連邦政府の契約業者の最低賃金を引き上げる大統領令に署名した。これにより、連邦政府との契約に基づく事業において、事業者がその従業員に支払う最低賃金(時給)は、2015年1月以降、10.10ドルに引き上げられることとなる。

本稿では、アメリカ合衆国の法定最低賃金をめぐる最近の動向として、2014年2月12日の大統領令の概要を報告し、最低賃金に関する最新の調査レポートを紹介するとともに、その後の議会における関連法案の審議状況や各州法の概況についても言及する。

## I 大統領令「契約業者における最低賃金の制定」(2014年2月12日)

この大統領令<sup>(3)</sup>は全8条からなり、その概要は、以下のとおりである。

**第1条「政策」**は、同大統領令の目的について、連邦政府と契約する事業者が支払う時間額最低賃金の引上げにより、それらの事業者により遂行される業務の効率性向上及び経費削減を

(1) U.S. Troop Readiness, Veterans' Care, Katrina Recovery, and Iraq Accountability Appropriations Act, 2007 (Pub.L. No.110-28)

(2) 1ドルは102円(2014年7月分報告省令レートに基づく。)

(3) "Executive Order 13658 of Feb. 12, 2014 Establishing a Minimum Wage for Contractors." *Federal Register*, vol.79 no.34, Feb. 20, 2014, pp. 9851-9854. <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2014-02-20/pdf/2014-03805.pdf>> 以下、インターネット情報は2014年7月15日現在である。

図ることであるとし、低賃金労働者に対する報酬の引上げは、彼らの士気、業務の生産性及び品質を向上させ、離職率やそれに伴う損失を低減し、監督業務のコストも引き下げ、ひいては、政府調達における経済性と効率性の向上につながるだろうと述べる。

**第2条「連邦政府の契約業者及び再委託業者における最低賃金の制定」**において、行政各省庁は、第7条に規定する新たな契約の締結に際して、契約業者が支払うべき最低賃金に関する一定の条件を明記する条項を契約文書に含まなければならないが、また、契約業者及び再委託業者は、その条項をより下位の再委託契約に組み入れなければならないとする。その条項とは、従業員に対して支払われるべき最低賃金が、2015年1月1日から、1時間当たり10.10ドル以上でなければならないが、2016年1月1日以降の各年においては、前年の最低賃金から勤労者消費者物価指数<sup>(4)</sup>の年間増加率に基づいて増額したものと労働長官が決定した金額以上でなければならないとするものである。

**第3条「チップ制労働者への適用」**は、第2条の条件に該当するチップ制の従業員<sup>(5)</sup>に対して契約業者から支払われるべき最低賃金について、まず、2015年1月1日から、1時間当たり4.90ドル以上でなければならないとする。次に、2016年1月1日以降の後続する各年においては、同条の最低賃金が第2条により規定された最低賃金の70%に到達するまでの間は、前年の最低賃金に、95セント又は第2条により規

定された最低賃金の70%との差額のうちいずれかより少ない額を加算した金額以上でなければならないとする。さらに、その後の(第2条により規定された最低賃金の70%に到達した後の)各年においては、第2条により当該年に対して規定された最低賃金の70%相当の額(5セント単位で切上げ又は切捨て)以上でなければならないとする。なお、チップ制従業員が、これらの時間当たり賃金と合わせて第2条による最低賃金と同等となるような、十分な追加的報酬をチップによって受け取ることができない場合は、雇用者により支払われる賃金はさらに引き上げられねばならないことも規定されている。

**第4条「行政規則及びその履行」**は、労働長官に対して、同大統領令の要求事項を履行するために必要な行政規則を2014年10月1日までに発出することを命じている。また、連邦調達規制評議会(Federal Acquisition Regulatory Council)は、労働長官による行政規則の発出から60日以内に、連邦政府調達規則として関連規則を発出することとし、各行政省庁に対しても、当該省庁の契約行為に基づき2015年1月1日以降に有効となる契約が、同大統領令の第2条及び第3条の要求事項を遵守しうよう、適用可能なあらゆる権限を行使するための対策を講じることを要求している。

**第5条「執行」**において、労働長官は、同大統領令の違反の疑いがあるときはその有無について調査し、同大統領令の遵守を達成するための権限を有すること、また、同大統領令に規

(4) Consumer Price Index for Urban Wage Earners and Clerical Workers (CPI-W). 賃金労働所得が家計収入の半分を超え、かつ構成員の1人以上の直近12か月の雇用期間が37週以上である世帯の消費支出に基づいて算出される物価変動の指数。これに対して、都市部消費者物価指数(Consumer Price Index for All Urban Consumers, CPI-U)は、賃金労働者に加えて、専門職、自営業者、年金生活者、失業者等も含む都市部およびその近郊のほぼすべての生活者の消費支出に基づく。CPI-Wは、現在はCPI-Uの部分集合として、CPI-Uのさまざまな消費区分に賃金労働者集団の消費習慣を反映した加重調整を行うことにより算出される。Stephen B. Reed and Kenneth J. Stewart, "Why does BLS provide both the CPI-W and CPI-U?" *Beyond the Numbers*, 3 (5), February 2014. (<http://www.bls.gov/opub/btn/volume-3/why-does-bls-provide-both-the-cpi-w-and-cpi-u.htm>)

(5) 連邦法上「月に30ドル以上のチップを習慣的かつ規則的に受け取る職業に従事する被雇用者」と定義されている。29 U.S.C. 203 (t).

定する賃金の不払いに関する労働争議は、第4条の行政規則において労働長官が規定するところに従って処理することが定められている。

**第6条「可分性」**は、同大統領令のいずれかの条項が無効であるとみなされる場合であっても、それ以外の条項の有効性に影響を与えないとしている。

**第7条は「一般規定」として**、例えば、同大統領令が、法律によって付与された行政機関又はその長官の権限を侵すものではないこと（a項）、適用可能な法律と整合するよう、又、歳出予算の枠内で実行されねばならないこと（b項）などが定められている。

さらに、同大統領令が適用される契約の種類は、(A) 役務又は建設作業の調達契約、(B) サービス契約法（Service Contract Act, 41 U.S.C. 6701 *et seq.*）の対象となる役務に関する契約、(C) 営業許可契約を含む営業権に関する契約、又は、(D) 連邦の資産又は土地に関与し、連邦の職員、扶養家族又は一般公衆へのサービス提供に関連して締結された契約のいずれかであることを定めている（d(i)項）。また、独立行政機関に対しても、同大統領令の要求事項を遵守するよう強く促している（g項）。

**第8条「発効日」**によれば、同大統領令の適用対象となる契約は、その契約のための提案書の発行日が2015年1月1日以降であるものとされると同時に、第4条に基づき連邦調達規制評議会又は行政省庁により講じられた関連の措置の発効日以前に発行された提案書に基づいて締結された契約には適用されないとしている。ただし、同大統領令の発出日以後、同条に明記された発効日以前に締結される全ての契約について、同条は、それらの契約に基づき労働に従

事する者が、同大統領令の第2条及び第3条に規定された最低賃金以上の賃金を支払われるよう、行政省庁に対して、合理的であり、かつ法的に許容しうるあらゆる措置を講じることを促している。

オバマ大統領は、大統領令への署名に際してホワイトハウスで行った演説<sup>(6)</sup>において、ちょうどその当日が、議会に対して初めて最低賃金の引上げを要求した2013年の一般教書演説から1年後に当たることに言及した上で、現行の法定最低賃金の実質的な価値は、ロナルド・レーガン（Ronald Reagan）が大統領に就任した1981年当時と比べて20%目減りしていると述べた。現在も、率は小さいがインフレが進行しており、議会が過去1年にわたって最低賃金の引上げを認めなかったことは、典型的な低賃金労働者にとっては200ドルの賃金カットに相当すると指摘する一方で、その間に、6つの州が州法の改正等により最低賃金の引上げを実施したことは朗報であるとも述べた<sup>(7)</sup>。

ホワイトハウスによれば、この大統領令の対象となる労働者は数十万人に及ぶとされ、オバマ大統領は、2015年以降の賃上げの効果に期待を表明する中で、特に、チップ制労働者の賃金の引上げが遅れている現状を指摘し、チップ制労働者が同大統領令の対象となる意義を強調している<sup>(8)</sup>。

## II 最低賃金引上げに関する2つの調査報告

### 1 「最低賃金引上げのための経済的論拠」

合衆国大統領府経済諮問委員会（Council of Economic Advisers, CEA）は、上記の大統領令と同日の2014年2月12日に、「最低賃金引上

(6) “Remarks by the President on Signing of Executive Order,” Feb. 12, 2014. <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2014/02/12/remarks-president-signing-executive-order>>

(7) 後述の「IV 各州の動向」を参照。

(8) 前掲注(6)

げのための経済的論拠」<sup>(9)</sup>と題する調査レポートを公表している。以下にその内容の一部を紹介する。

- ① 最低賃金のインフレ調整後の実質価値は、1968年のピーク時と比較して、2013年12月現在で約3分の1目減りしている（1968年の最低賃金の実質価値は11ドルに相当した）。
- ② 最低賃金の平均賃金に対する比率は、2014年1月現在で36%に過ぎず、ピーク時（1968年2月）の54%から大幅に下がっている。
- ③ 経済諮問委員会の見積もりによれば、最低賃金の引上げにより、全国の2800万以上の労働者が利益を得る。このうち1900万人が賃上げの直接の対象であり、900万人が波及効果によるものである。また、性別では、女性が対象者の55%を占め、年齢では、20代以下が49%を占める。
- ④ 賃金及び勤労者所得控除を考慮した場合、現行の最低賃金のフルタイム労働者1名による4人家族の生活水準は、貧困ラインを17%下回るが、最低賃金を10.10ドルに引き上げるにより、貧困ラインを5%上回ることになる。
- ⑤ 2013年の会期の間、カリフォルニア州、コネチカット州、ニューヨーク州及びロードアイランド州において、最低賃金を引き上げる法律が成立している。また、ニュージャージー州は、住民投票によって最低賃金の引上げとインフレ率への連動を決定した。これらの改正は、2014年及び2015年のそれぞれ異なる時点で施行される。
- ⑥ 世界各国の実質最低賃金の比較によれば、

米国の最低賃金は、10.10ドルに引き上げた場合でも他の先進各国よりわずかに低い額にとどまる。

- ⑦ 数十年に及ぶ研究の主要な成果として、最低賃金の引上げは企業にとっても有利であることが報告されている。すなわち、従業員のモチベーションを喚起することにより生産性を向上させ、離職率の低下により新規採用や研修にかかる経費を削減し、また、従業員の欠勤率を低減させるなどである。
- ⑧ 過去の研究によれば、最低賃金引上げと雇用との間の相関関係はほとんど見られず、また、2000年以降に公表された最低賃金に関する研究のメタ分析（2013年）の結果は、最低賃金の適度の引上げによる雇用者数への影響はほとんどないと結論付けている。

## 2 「最低賃金引上げが雇用と家計収入に及ぼす影響」

一方で、議会予算局（Congressional Budget Office, CBO）が、直後の2014年2月18日に発表したレポート「最低賃金引上げが雇用と家計収入に及ぼす影響」<sup>(10)</sup>は、かなり異なる調査結果を報告している。

CBOは、最低賃金の引上げは、多くの低賃金労働者の収入を増やし、彼らの家族を貧困ラインから引き上げる一方で、一部の労働者にとっては雇用そのものが失われる結果をもたらすとする。CBOによる最低賃金引上げのシミュレーションでは、2つのオプションを想定しており、ひとつは、最低賃金を2016年までに3段階で10.10ドルまで引き上げ、その後、毎年インフレに連動させて調整する案（\$10.10オ

(9) Council of Economic Advisers, Executive Office of the President of the United States, "The Economic Case for Raising the Minimum Wage," Feb. 12, 2014. <<http://www.slideshare.net/whitehouse/the-economic-case-for-raising-the-minimum-wage>>

(10) Congressional Budget Office, "The Effects of Minimum-Wage Increase on Employment and Family Income," Feb. 18, 2014. <<http://www.cbo.gov/publication/44995>>

プシオン) であり、もうひとつは、2016年までに2段階で9.00ドルに引き上げ、その後のインフレ調整は行わないとする案(\$9.00 オプション)である。CBOは、これら2つのオプションのそれぞれについて、以下のとおり最低賃金引上げの影響を予測している。

#### (1) \$10.10 オプション

\$10.10 オプションが完全に実行された場合、2016年において、約50万人の規模で雇用の減少が見込まれる。ただし、最終的な影響の予測には幅があり、CBOは、雇用の減少幅がごく少人数から100万人までの間である可能性が約3分の2であると評価する。

このオプションによる低賃金労働者の名目所得の増加は、CBOの試算によれば、トータルで310億ドルとなるが、低賃金労働者の多くが必ずしも低収入の家庭に属しているわけではないため、これらの所得の増加のすべてが低収入の家計にもたらされるわけではない。CBOは、310億ドルの配分として、貧困ライン以下の家族の増加分が19%に過ぎないのに対し、貧困ラインの3倍以上の収入の家族の増加分が29%を占めると見積もっている。さらに、最低賃金の引上げは、失業者に加えて経営者や物価の上昇の影響を受ける消費者の実質所得の減少を伴う。そのため、CBOは、全労働者の所得の増減を考慮に入れた結果、実質所得の増加は、全体として20億ドルであると見積もっている。

これらの結果として、\$10.10 オプションは、現行の最低賃金で貧困ライン以下の収入となる家族に対して、最終的に50億ドルの実質所得の増加をもたらす、およそ90万人を貧困ラインから上に引き上げる。一方で、貧困ラインの6倍以上の収入を得ている家族にとっては、最終的に170億ドルの実質所得の減少が見込まれるとする。

#### (2) \$9.00 オプション

上記と同様の試算によれば、\$9.00 オプションでは、約10万人の規模で雇用の減少が見込まれるが、ごく少人数の雇用の増加から20万人の減少までの間である可能性が3分の2であるとしている。また、貧困ライン以下の収入となる家族に対しては、最終的に10億ドルの実質所得の増加をもたらす、およそ30万人を貧困ラインから引き上げる一方で、貧困ラインの6倍以上の収入の家族にとっては、最終的に40億ドルの実質所得の減少となると見積もっている。

### Ⅲ 上下両院における関連法案の動向

前述のように、最低賃金引上げのための法案は、2013年以降、上下両院に提出されていたが、共和党の抵抗により実質的な審議に至っていなかった。そのような膠着状況が長引く中で、2014年2月の大統領令署名前後に、上下両院で、それぞれ異なる動きがあった。

#### 1 下院

下院においては、2013年公正最低賃金法案(H.R.1010)<sup>(11)</sup>が提出され、すでに2013年3月に教育労働力委員会に付託されていた。

同法案は、連邦の法定最低賃金を、現行の7.25ドルから3段階で10.10ドルまで引き上げるものである。すなわち、法制定の3か月経過後に8.20ドルに引き上げ、その引上げから1年後に9.15ドルに、さらにその1年後に10.10ドルに引き上げることとする。さらにその1年後(最初の引上げから3年後)以降、毎年最低賃金は、勤労者消費者物価指数の増加率に基づき、労働長官が決定した額とする。チップ制労働者については、法制定の3か月経過後に

(11) The Library of Congress, Congress Gov., H.R.1010 – Fair Minimum Wage Act of 2013, 113th Congress (2013-2014) [〈https://beta.congress.gov/bill/113th-congress/house-bill/1010〉](https://beta.congress.gov/bill/113th-congress/house-bill/1010)

3.00 ドルに引き上げ、その引上げから1年後以降は、一般の最低賃金の70%と同額となるまでの間は毎年0.95ドル(95セント)引き上げ、さらにそれ以降は一般の最低賃金の70%の額を維持するよう引上げを行うとする。労働長官は、最低賃金の引上げについて、その60日前までに連邦公報及び労働省のウェブサイトで公表を行う。

前述の大統領令署名後の2014年2月26日に、同法案をめぐって、民主党のティム・ビショップ議員(Tim Bishop、ニューヨーク州)により「委員会審査解除請願」(discharge petition)が提出された。委員会審査解除請願とは、下院において、特定の法案の委員会審査を免除し、直接、本会議の議事日程に上程するための手続である<sup>(12)</sup>。法案が委員会に付託されてから30日以上が無為経過すると、法案に賛成する任意の下院メンバーは、委員会審査解除請願を提出することができる。提出後、議員総数の過半数となる218名の署名が得られれば、本会議において同請願に関する討論と投票が行われる。その結果、同請願が承認された場合は、同法案の本会議への上程が決定される。

同請願の提出に際して、民主党側は、この戦術に自信を持ち、下院の民主党議員全員199名の署名は共和党議員に同調を迫る圧力となるとの楽観的な見方を示したと報じられている<sup>(13)</sup>。しかし、この戦術が、現実には苦しい戦いであ

り、これまでも下院の少数政党により法案審議の停滞を打開する目的で頻繁に採用されながら、ごくまれにしか成功しないことは歴史的データが示している。議会調査局(Congressional Research Service)によれば、1967年から2002年の35年間に、委員会審査解除請願が過半数の署名を得たケースは12件に過ぎないとのことである<sup>(14)</sup>。結局、請願提出者のビショップ議員が、同請願は「まさに我々の手持ちの唯一の手段」<sup>(15)</sup>であったと認めているように、他に方策がなかったというのが現実であったようである。

なお、同請願に署名した議員の数は、3月12日までに195名にとどまっている<sup>(16)</sup>。

## 2 上院

一方、上院においては、最低賃金公正法案(S.2223)<sup>(17)</sup>をめぐるフィリバスター(議事妨害)への対抗措置として、民主党側は、2014年4月28日に同法案に対する「討論終局の動議」(cloture)を提出した。討論終局の動議は、「上院において、議事妨害を阻止するための唯一の方法」<sup>(18)</sup>とされる。議案に対するさらなる討論を終了させるために提出されるもので、提出の翌々日に投票が行われ、採択には総議員の5分の3の賛成が必要である。討論終局の動議が採択されると、討論はその後最大30時間に制限され、上院は、時間満了後に議案に対して表決を行うこととなる<sup>(19)</sup>。ちなみに、最低賃金公正

(12) Karen L. Haas, "Rules of the House of the Representatives, 113th Congress," Jan. 3, 2013, pp.28-29. <<http://clerk.house.gov/legislative/house-rules.pdf>>

(13) "House Dems try to force wage vote," *Hill*, Feb. 27, 2014.

(14) *ibid.*

(15) *ibid.*

(16) Discharge Petition No. 113-7: text with signatures. <<http://clerk.house.gov/113/lrc/pd/petitions/DisPet0007.xml>>

(17) The Library of Congress, Congress Gov., S.2223 – Minimum Wage Fairness Act, 113th Congress (2013-2014) <<https://beta.congress.gov/bill/113th-congress/senate-bill/2223>>

(18) 松橋和夫「アメリカ連邦議会上院における立法手続」『レファレンス』640号, 2004.5, p.32. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999946\\_po\\_64001.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999946_po_64001.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)>

(19) 同上; Christopher M. Davis, "Invoking Cloture in the Senate," *CRS Report for Congress*, Nov. 25, 2013. <[http://www.senate.gov/CRSReports/crs-publish.cfm?pid=%26\\*2%3C4QLS%3E%0A](http://www.senate.gov/CRSReports/crs-publish.cfm?pid=%26*2%3C4QLS%3E%0A)>

法案は、前述の2013年公正最低賃金法案とほぼ同内容であるが、最初の最低賃金引上げ時期を法制定から6か月後とする点が異なっている。したがって、10.10ドルへの引上げは法制定後から2年6か月後となる。

この動議をめぐり、4月30日に点呼投票が行われた。結果は、賛成54票（民主党51、共和党1、無所属2）、反対42票（民主党1、共和党41）、棄権4票（民主党1、共和党3）<sup>20</sup>であり、議員総数の5分の3の60票に6票足らず、討論終局の動議は採択されなかった。投票の結果自体は予期されたものであったが、民主党側（あるいはホワイトハウス）が、2014年11月の中間選挙に先立って、この問題を有権者に対して強くアピールする決意を明確にした動きであると受け止められている。上院保健・教育・労働・年金委員長で同法案の提出者である民主党のトム・ハーキン議員（Tom Harkin、アイオワ州）は、投票後に「上院で最低賃金引上げ法案を投票する機会は、年内に今回限りということはない。我々は、何度でも戻ってきて、法案を大統領のデスクに届けるまで挑み続ける」とコメントしたと報じられている<sup>21</sup>。

一方で、共和党側は、同法案に反対する論拠として、前述のCBOのレポートも引き合いに出して、最低賃金引上げは雇用の拡大を損なうという従来の主張を繰り返した。50万人の失業の可能性を予測したCBOのレポートは、民主党の2014年の政策課題の最重点項目に強烈な一撃を与えたとも評価されている<sup>22</sup>。唯一、

共和党から賛成票を投じ、同法案について討論することを支持したボブ・コーカー議員（Bob Corker、テネシー州）については、「（法案自体の）根本的な政策は疑わしいと考えているが、我々は、米国人の生活水準の向上を促進するための方策について、いつでも議論を行うべきである」との発言が報じられている<sup>23</sup>。

#### IV 各州の動向

すでに言及したように、労働者の最低賃金は連邦法のみによって規定されているわけではない。多くの州が、州法において最低賃金を規定しており、連邦法の最低賃金が適用されるのは、州法に基づく最低賃金が連邦法の最低賃金を下回る場合、あるいは、州法において最低賃金が規定されていない場合である。

各州における最低賃金の動向は、全国州議会協議会（National Conference of State Legislatures）のウェブサイト<sup>24</sup>で概観できる。それによれば、2014年6月1日現在、全米の22州及びコロンビア特別区（ワシントンD.C.）において法定最低賃金が連邦の最低賃金（1時間当たり7.25ドル）を上回っている。19州とグアム及びアメリカ領ヴァージン諸島において、法定最低賃金は連邦と同額の7.25ドルである。4州とアメリカ領サモア及びプエルトリコにおいて、法定最低賃金は連邦を下回り、5州においては、最低賃金が州法に規定されていない（したがって、連邦最低賃金が適用される）。

<sup>20</sup> U.S. Senate Roll Call Votes 113th Congress - 2nd Session (2014), Vote Number: 117. <[http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll\\_call\\_lists/roll\\_call\\_vote\\_cfm.cfm?congress=113&session=2&vote=00117](http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=113&session=2&vote=00117)>

<sup>21</sup> “Dems promise revote on wage bill,” *Hill*, May. 1, 2014.

<sup>22</sup> *ibid.* : “Senate’s minimum wage bill has scant chance,” *Hill*, Apr. 30, 2014.

<sup>23</sup> 前掲注<sup>21</sup> なお、反対に、民主党からは、唯一、ハリー・リード上院院内総務（Harry Reid、ネバダ州）が反対票を投じており、これは、議決の再審議の動議を提出する資格を留保するための手続的な理由であったとのことである。

<sup>24</sup> National Conference of State Legislatures, “State Minimum Wages | 2014 Minimum Wage by State,” <<http://www.ncsl.org/research/labor-and-employment/state-minimum-wage-chart.aspx>>

上述（Ⅱ-1）のように、2013年には5つの州（ニューヨーク、コネチカット、ロードアイランド、カリフォルニア、ニュージャージー）で最低賃金引上げの法改正が行われた。2014年1月以降も、各州における最低賃金引上げの動きはさらに加速しており、7月3日現在で、デラウェア、コネチカット<sup>(25)</sup>、ウェストヴァージニア、ミネソタ、メリーランド、ハワイ、ミシガン、ヴァーモント、マサチューセッツ、ロードアイランド<sup>(26)</sup>の10州とコロンビア特別区において、最低賃金引上げのための法律が成立している（表参照）。

## おわりに

連邦議会における最低賃金引上げ法案成立の見通しが依然として立たない中で、ホワイトハウスや労働団体は地方レベルの取組を強化する方向に転換する動きであることが報じられている<sup>(27)</sup>。米国労働総同盟産業別組合会議（AFL-CIO）やUNITE HEREといった全国的な労働組織がこれらの地方レベルの取組の多くを推進している一方で、多くの業界団体が反対の立場をとっており、そのうちのひとつである全米レス

トラン協会は、労働組合は（最低賃金を上回る）十分な報酬を得ている労働者のためにさらなる賃上げを獲得しようとしていると批判した<sup>(28)</sup>。

オバマ大統領は、上院における上述の4月30日の投票の終了後に演説<sup>(29)</sup>を行い、「共和党議員は、最低賃金引上げ法案に対する表決を拒否することにより、2800万人もの勤勉な米国人の賃上げを阻んだのである」と激しく非難している。その反面、「良い知らせは、首都ワシントンの外において、人々はただ待っているわけではないということだ」と述べ、各州において相次いで最低賃金引上げ法案が可決されている状況に言及した。さらに「この問題であれ、その他のいかなる問題であれ、最終決定権を持つのは、共和党議員ではなく、あなた方米国民、すなわち有権者である」と力強く宣言した。

いずれにせよ、連邦議会における最低賃金引上げをめぐる攻防は、11月の中間選挙が終わるまでに決着を見ることが期待できそうにないとしても、まさにこの問題が、中間選挙そのものの帰趨を握る重要な争点の一つとなることは間違いないものと思われる。

（いわさわ さとし）

(25) コネチカット州においては、2013年6月と2014年3月に2回法改正が行われた。

(26) ロードアイランド州においては、2013年7月と2014年7月に2回法改正が行われた。

(27) “Efforts to Raise Pay Shifting to Local Level,” *Wall Street Journal*, Apr. 30, 2014.

(28) *ibid.* 労働省によれば、低賃金労働者の約半数が、フードサービス産業に従事している。

(29) “Remarks by the President on Raising the Minimum Wage,” Apr. 30, 2014. <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2014/04/30/remarks-president-raising-minimum-wage>>

表 2013 年及び 2014 年の各州法改正に基づく最低賃金改定の動向

州 (州法改正日)	改定前の 最低賃金	改正法に基づく最低賃金の改定スケジュール ※改定後の最低賃金額と改定年月日
ニューヨーク (2013 年 3 月 28 日)	\$ 7.25	\$ 8.00 (13.12.31) → \$ 8.75 (14.12.31) → \$ 9.00 (15.12.31)
コネチカット (2013 年 6 月 6 日) (2014 年 3 月 27 日) *1	\$ 8.25	\$ 8.70 (14.1.1) → \$ 9.15 (15.1.1) → \$ 9.60 (16.1.1) → \$ 10.10 (17.1.1)
ロードアイランド (2013 年 7 月 15 日) (2014 年 7 月 3 日) *2	\$ 7.75	\$ 8.00 (14.1.1) → \$ 9.00 (15.1.1)
カリフォルニア (2013 年 9 月 25 日)	\$ 8.00	\$ 9.00 (14.7.1) → \$ 10.00 (16.1.1)
ニュージャージー (2013 年 11 月 5 日) *3	\$ 7.25	\$ 8.25 (14.1.1)、以後、各年の 9 月 30 日に消費者物価指数の増加率に 基づき改定額を決定し、翌年の 1 月 1 日付で改定。
デラウェア (2014 年 1 月 30 日)	\$ 7.25	\$ 7.75 (14.6.1) → \$ 8.25 (15.6.1)
コロンビア特別区 (2014 年 3 月 11 日)	\$ 8.25	\$ 9.50 (14.7.1) → \$ 10.50 (15.7.1) → \$ 11.50 (16.7.1)、 2017 年 7 月以降、物価変動に応じて改定
ウェストヴァージニア (2014 年 4 月 1 日)	\$ 7.25	\$ 8.00 (15.1.1) → \$ 8.75 (16.1.1)
ミネソタ *4 (2014 年 4 月 14 日)	\$ 6.15/ \$ 5.25	\$ 8.00 (14.8.1) → \$ 9.00 (15.8.1) → \$ 9.50 (16.8.1) / \$ 6.50 (14.8.1) → \$ 7.25 (15.8.1) → \$ 7.75 (16.8.1)、 2018 年 1 月以降、物価変動に応じて改定
メリーランド (2014 年 5 月 5 日)	\$ 7.25	\$ 8.00 (15.1.1) → \$ 8.25 (15.7.1) → \$ 8.75 (16.7.1) → \$ 9.25 (17.7.1) → \$ 10.10 (18.7.1)
ハワイ (2014 年 5 月 23 日)	\$ 7.25	\$ 7.75 (15.1.1) → \$ 8.50 (16.1.1) → \$ 9.25 (17.1.1) → \$ 10.10 (18.1.1)
ミシガン (2014 年 5 月 27 日)	\$ 7.40	\$ 8.15 (14.9.1) → \$ 8.50 (16.1.1) → \$ 8.90 (17.1.1) → \$ 9.25 (18.1.1)、2019 年 1 月以降、物価変動に応じて改定
ヴェーモント (2014 年 6 月 9 日)	\$ 8.73	\$ 9.15 (15.1.1) → \$ 9.60 (16.1.1) → \$ 10.00 (17.1.1) → \$ 10.50 (18.1.1)、2019 年 1 月以降、物価変動に応じて改定
マサチューセッツ (2014 年 6 月 26 日)	\$ 8.00	\$ 9.00 (15.1.1) → \$ 10.00 (16.1.1) → \$ 11.00 (17.1.1)

\*1 コネチカット州においては、2013 年 6 月と 2014 年 3 月に 2 回法改正が行われた。

\*2 ロードアイランド州においては、2013 年 7 月と 2014 年 7 月に 2 回法改正が行われた。

\*3 ニュージャージー州においては、最低賃金引上げ法案を議会が可決し、州知事が拒否権を行使したが、2013 年 11 月 5 日の住民投票により、2014 年以降の最低賃金引上げのための州憲法改正案が承認された。

\*4 上段は、法改正前においては、年間売上高が 625,000 ドル超の事業所の雇用主に、下段は、同じく 625,000 ドル以下の事業所の雇用主に適用。なお、2014 年の法改正により、境界値となる年間売上高は 500,000 ドルに引き下げられ、引上げ後の最低賃金に対して適用される。

(出典) National Conference of State Legislatures, "State Minimum Wages | 2014 Minimum Wage by State," <<http://www.ncsl.org/research/labor-and-employment/state-minimum-wage-chart.aspx>>; 各州議会ウェブサイト等に基づき筆者作成。